

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制に向けた朝日村議会の対応について

議会は令和2年5月13日「新型コロナウイルス感染症拡大抑制に向けた朝日村議会の対応について」の基準を定めた。

年が改まり1月8日、国は1都3県に緊急事態宣言を再発出。長野県は1月6日、松本圏域について独自の感染警戒レベルを「3」から「4」に、8日には松本市について感染が急拡大していることから「5」へと更なる引き上げを決めた。村内においても感染者が確認されるなど、状況は大きく変化している事から、議会の対応基準も見直しが必要と判断し以下のとおり変更する。

1 感染症予防策の実行について

～感染を広げない。一人一人ができる感染予防を～

(1) 議員の対応

- ① 日頃の健康管理 「食事」「睡眠」「休養」に心がける。
- ② 平常時の健康状態の把握 毎日（定期的な）の検温など。
- ③ 個人ができる予防対策の実施。
- ④ 感染拡大地域への往来は基本的に行わない。
- ⑤ 村からの要請による対応、対策行動をとる。

(2) 議会関係会議における対応

- ① 議員の健康管理の徹底（37.5℃以上時出席自粛・健康チェックカードの記入と提出）
- ② 会議開催時は3つの「密」の重なりを作らない等の実施に心がける。
 - ・出席者全員（傍聴者を含む）のマスクの着用
 - ・15人程度の少人数実施
 - ・出席者の離隔を確保、室内換気、休憩の確保、時間短縮
- ③ 傍聴者の把握（連絡先等のお願い）
- ④ 会議終了後使用テーブルの消毒

2 疑わしい症状がある場合の対応について

(1) 発熱や息苦しさ等があり判断に迷うとき

外出をせず、まずは主治医、いない場合や夜間は保健所へ相談し、指示を仰ぐ。その結果、感染が疑われない場合であっても、検温を行うなど常に健康状態に注意を払い、症状が治まるまで外出は控える。

(2) 疑わしい症状（発熱・息苦しさ・かぜの症状など）があり感染が疑われる時 当該議員（家族（同居者）を含む）は、事務局を通じ議長へ報告する。

*新型コロナウイルス感染拡大防止フローチャート（別紙1）による。

3 議員が濃厚接触者（PCR検査対象）となった場合の対応について

*新型コロナウイルス感染拡大防止フローチャート（別紙1）による。

- ・保健所や専門医療機関の指示に従い、検査を受ける。
- ・保健所から濃厚接触者とされた議員は、事務局を通じ議長へ報告する。
- ・当該議員は、PCR検査の結果を、速やかに事務局を通じ議長へ報告する。
- ・陰性となった場合であっても、感染者に接触があった日から2週間程度は感染の拡大防止に努めるとともに、健康状態について注意を払う。

*事務局は、対象となった議員の公務履歴の把握に努め、その結果を議長へ報告する。

4 感染が判明した場合等の対応について

(1) 議員について

*新型コロナウイルス感染拡大防止フローチャート（別紙1）による。

- ・新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、事務局に速やかに報告する。
- ・感染した議員は議会関係会議を欠席（出席可能と判断されるまでの間、会議等への出席は自粛）する。発症した議員は治療に専念する。無症状の議員は保健所等から指定された場所（療養施設または自宅）において感染拡大防止に努め、保健所等から連絡があった場合は、その内容を事務局へ報告する。

(2) 議会関係会議室の利用と防疫について

- ・議長は、速やかに議会関係の会議室等を閉鎖する。（感染経路調査が完了するまで）
- ・事務局は、過去14日以内の議会関係会議室への出入りの有無を確認する。
- ・議会関係会議室の消毒範囲や方法については、庁舎管理部署の指示に従う。

5 情報収集等について

(1) 新型コロナウイルス感染症朝日村対策本部会議において、決定した事項について会議終了後速やかに、議会事務局を通じて全議員に対し、FAXで送信する。

(2) 各議員による村への個々の問い合わせや要望等は、村の迅速な新型コロナウイルス感染症拡大対策に影響を与えかねないことから、原則として事務局で集約し、事務局から各所管に持ち込むこととする。

6 業務継続について

(1) 議事を進行する者が感染した場合

- ① 議長が感染→副議長が議長の職務を行う。
- ② 議長及び副議長が感染→仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行う。
- ③ 委員長が感染→副委員長が委員長の職務を行う。
- ④ 委員長及び副委員長が感染→年長の委員が委員長の職務を行う。

(2) 議員の感染が判明した場合は、議長は議会運営委員会へ報告し、議会運営委員会はその対応を検討する。

(3) その他記載のない事項等については、状況に応じた臨機応変な対応に努める。

7 議会活動計画等の実施について

定例会・臨時会・各委員会等必要な会議を除き、特段の事情がない限り当面自粛又は延期とする。

8 定例会・臨時会における対応について（別表参照）

定例会・臨時会の対応については、議会運営委員会により、議会日程、対応等を検討する。

9 今後の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、対応の見直しを適時行う。
- (2) 対応については村議会ホームページに掲載し、村民への周知を図る。

Lv.	状況 (県の発生段階区分(暫定版))	議会の持ち方		その他の議会活動	事務局の 対応等	備考
		定例会・臨時会 (本会議等)	傍聴等			
0	国内で感染者が出ているが、爆発的増加となっていない。(国内発生早期)	議場入口へ消毒液等を用意し、咳エチケット等の注意喚起うえ、通常の定例会どおりとする。	受付に、消毒液等を用意し、咳エチケット等の注意喚起	全協、委員会等は、本会議に準ずる。		視察の受け入れ・派遣の停止
I	松本保健所管轄内(以下、「松本圏域」という。)で、感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態(域内発生早期：県警戒Lv1)	議場出席者はマスク着用のうえ、通常の定例会どおりとする。 ・議場出席者は発言時も含めマスク着用 ・換気・休憩の確保 ・机等の消毒	・マスク着用をお願い ・連絡先記載をお願い	(時間短縮に努める。) ・会議出席者は発言時も含めマスク着用 ・換気・休憩の確保 ・机等の消毒 ・傍聴者にはマスク着用と連絡先記載をお願い	・マスク着用 ・換気の実施 ・出勤前検温	・議員研修会等各種議会行事は、特段の事情がない場合は、当面自粛
II	松本圏域で、①感染経路が特定できない者が発生、②単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生(域内感染発生期：県警戒Lv1またはLv2)	(会期・会議時間の短縮の検討)	離れて着席していただくため、希望多数の場合は、入場者数を制限する。		会議等における席の離隔確保	
III	松本圏域で①Lv.2の①又は②に該当する事例が多数発生(概ね3例)、②クラスターが複数発生(域内まん延期：県警戒Lv3またはLv4)	会期・会議時間の短縮 ・質疑・一般質問の縮小 ・委員会の同時開催、期限付き付託等		委員会の同時開催、期限付き付託等		
IV	松本圏域が特別警報地域となった状態(域内まん延期：県警戒Lv4またはLv5)	会期・会議時間の短縮 ・一般質問の中止の検討		開催延期、中止	期間を決めた交代制などの検討	
V	議員、執行部側説明者及び議会事務局員に感染者及び濃厚接触者が出ている状態(村議会独自規定)、又は緊急事態宣言が発出された場合(県警戒Lv6)	会期・会議時間の短縮 ・一般質問の中止 ・本会議のみの質疑、討論、採決 ・請願・陳情の継続審査等				

新型コロナウイルス感染拡大防止フローチャート（別紙1）

感染の疑いがある場合

村のホームページ「発熱・かぜの症状など感染が疑われるときは」を参考にする。

